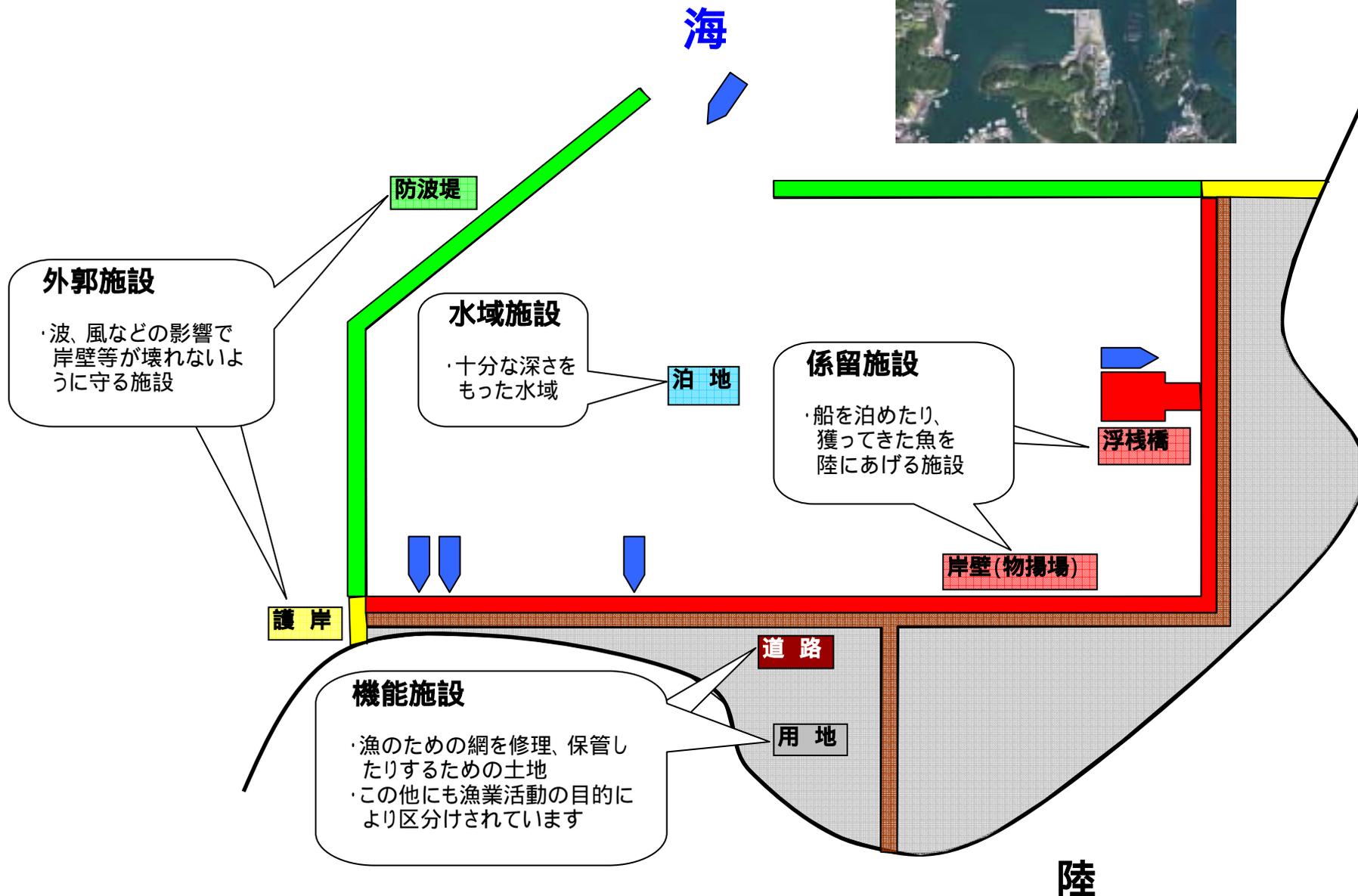


# 漁港施設の主な名称



## 漁港施設の分類と施設名

分類	施設名	主な施設の概要	
基本施設	外郭施設	防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、護岸、突堤、水門、こう門、堤防、胸壁	係留施設、水域施設、機能施設等を波、漂砂、潮汐、河川流、風等による悪影響から防護するための施設。
	係留施設	岸壁(干潮時に3.0m以上の水深を有するもの)、物揚場(干潮時に3.0m未満の水深を有するもの)、棧橋、浮桟橋、船揚場、係船くい、係船浮標	船を横・縦付けして、漁獲物の陸揚げ、漁業生産用資材の積み卸し等の作業、漁船員の乗降等を行うために、水際に築造する施設。 係船岸の種類 陸揚 (漁船からの陸揚に使用) 準備 (氷、漁具、燃料の積込みに使用) 休けい (出漁と出漁の間に使用) 避難用 (異常天候時に使用) 蓄養・養殖用(養殖業等の諸作業に使用)
	水域施設	航路、泊地	航路とは、漁船を安全に入出港等のために、十分な幅員及び深さをもった水域。漁船が操船、係留、錨泊等に利用する水域。
機能施設	輸送施設	鉄道、道路、駐車場、橋、運河及びヘリポート	漁獲物、漁業用資材等の搬入、搬出、港内での移動のための施設。
	航行補助施設	航路標識並びに漁船の入出港のための信号施設及び照明施設	
	漁船漁具保全施設	漁船保管施設、漁船修理場及び漁具保管修理施設	漁具保管修理施設は、漁具の保全作業のための施設。
	補給施設	漁船のための給水、給氷、給油及び給電施設	
	養殖及び養殖用施設	水産種苗生産施設、養殖用餌料保管調整施設、養殖用作業施設及び廃棄物処理施設	
	漁獲物の処理、保蔵及び加工施設	荷さばき所、荷役機械、蓄養施設、水産倉庫、野積場、製氷、冷凍及び冷蔵施設並びに加工場	荷さばき所は、漁獲物の選別、計量や荷造り等の作業場所。野積場とは、漁業活動を円滑にするため多目的に使用される場所。
	漁業用通信施設	陸上無線電信、陸上無線電話並びに気象信号所	
	漁港厚生施設	漁港関係者の宿泊所、浴場、診療所その他の福利厚生施設	
	漁港管理施設	管理事務所、漁港管理用資材倉庫、船舶保管施設その他の漁港の管理のための施設	
	漁港浄化施設	公害の防止のための導水施設、その他の浄化施設	
	廃油処理施設	漁船内において生じた廃油の処理のための施設	
	廃船処理施設	漁船の破砕その他の処理のための施設	
	漁港環境整備施設	広場、植栽、休憩所その他の漁港の環境の整備のための施設	漁港における景観の保持、美化を図り、快適な環境を形成することを目的とする施設。
	漁港施設用地	上記諸施設に必要な用地	